

各区市町村介護保険主管課御担当者 様

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

介護職員等特定処遇改善加算の算定上の取扱いについて

日頃から、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき有難うございます。  
令和3年度介護報酬改定等に伴い、介護職員等特定処遇改善加算の算定上の取扱いについて変更がありますので、御留意いただきますようお願いいたします。

記

1 従前の取扱い

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和2年3月5日付老発0305第6号・介護保険最新情報v o l . 7 7 5)

(介護福祉士の配置等要件)

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分(訪問介護にあっては特定事業所加算((Ⅰ)又は(Ⅱ)、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は入居継続支援加算、夜間対応型訪問介護(夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)を算定する場合)にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ、地域密着型通所介護(療養通所介護費を算定する場合)にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅲ)、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ又は日常生活継続支援加算)を算定していること。

2 令和3年4月以降の取扱い

「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日付老発0316第4号・介護保険最新情報v o l . 9 3 5)

(介護福祉士の配置等要件)(別紙様式2-1の2(2)③)

サービス提供体制強化加算の(Ⅰ)又は(Ⅱ)の区分(訪問介護にあっては特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は入居継続支援加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)、地域密着型通所介護(療養通所介護費を算定する場合)にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又は(Ⅲ)ロ、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は日常生活継続支援加算)の届出を行っていること。

3 変更点について

令和3年3月以前については、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定するためには、「サービス提供体制強化加算の最も上位の区分」等を算定していることが要件になっていましたが、令和3年4月以降は「サービス提供体制強化加算の(Ⅰ)又は(Ⅱ)の区分」等の届出を行っていることが要件となりました。

そのため、特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)等の届出をしているが、諸事情により同加算を算定せずに介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を算定した場合においても、変更後は算定が可能となります。

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課  
介護事業者担当 電話 03-5320-4274